

令和2年度第2回宮城県青少年問題協議会

日時：令和2年11月13日（金）
午前10時から正午まで
場所：宮城県自治会館 205会議室

令和2年度第2回青少年問題協議会 会議録

日 時：令和2年11月13日（金）午前10時～正午
場 所：宮城県自治会館2階 205会議室
出席者：秋田敦子委員，阿部有子委員，伊勢みゆき委員，伊藤宣子委員，久保野恵美子委員，小関美江委員，小林純子委員，佐々木友康委員，佐々木奈緒子委員，梨本雄太郎委員，藤田祐子委員，鈴木秀人委員代理（佐々木環境生活部次長），伊藤哲也委員代理（武田子ども・家庭支援課長，福田子育て社会推進室長），伊東昭代委員代理（石塚社会教育専門監），千葉泰忍委員代理（手塚少年課長）
欠席委員：舘田あゆみ委員，小野寺滋実委員
関係課室：9課中4課出席
（欠席：薬務課，雇用対策課，義務教育課，高校教育課，スポーツ健康課）
傍聴者：1人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐（総括担当）

2 あいさつ

挨拶：佐々木均環境生活部次長

3 協議事項

- (1) 子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））中間案について
- (2) 子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））における主要指標について
- (3) その他

あいさつ

佐々木次長 おはようございます。本日は委員の皆様にはお忙しい中，本協議会に御出席いただきまして感謝申し上げます。また，委員の皆様には日頃から青少年行政への御理解，御協力をいただいておりますこと，改めまして厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。8月に開催しました協議会におきましては，新たな青少年の健全な育成に関する基本計画の素案を提示させていただいたところでございます。委員の皆様には活発な御審議をいただいたところでございます。本日は2回目の協議会ということになりますが，前回の協議検討も踏まえまして，中間案を作成いたしました。改めて御議論いただきたいと考えているところでございます。

さて，新型コロナウイルスの発生が長期化しているという状況でございます。昨日は全国の新規感染者数が過去最高を記録するという状況でございます。県内でも新規感染者が出ており，多方面に影響が出ております。

特に今まで出来ていた学校行事ができない，活動できない，または縮小という事態の中で，子供達の活動の場所が少なくなりました。このような状況が今後の子供，若者に対してどのような影響をもたらすのか懸念しているところでございます。

また，東日本大震災から10年を迎えようとしているところでございますが，未だに心のケアをはじめとした支援を必要とした子供，若者がいることも事実でございます。個別化した支援を必要としている子供，若者も多く，NPO法人等民間団体と協働して柔軟に支援を届けていくことができるよう，行政としても努めていきたいと考えているところでございます。子供，若者が抱える問題は一人ひとり異なっているということで，それぞれに対応した支援を行える個別伴走型の支援体制を県内に整えていく必要があると考えているところでございます。今策定を進めております新計画におきましても体制の枠組みづくりの基礎ができますように具体性のある計画を目指していきたいと考えております。

委員の皆様には、本日この協議会において忌憚のない御意見、御提案をいただきまして、この会議が活発な意見交換の場となりますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 それでは、これより議事に入ります。これからの進行につきましては、梨本会長をお願いいたします。

梨本会長 皆さん、おはようございます。

御出席の皆さんが全員マスクをしているというのも1年前でしたら考えられなかった風景だと思います。それにもだんだん慣れてきたように、世の中が大きく変わってきているという訳です。そういう社会の中で青少年が抱えている課題について、計画の策定を進めているわけですが、今回も十分に検討していきたいと思ひます。

新型コロナウイルスに対する対策を事務局で行っていただいておりますが、会議についてもできる限り短くなればよいと思ひますし、途中で休憩を入れることが出来ればよいと思ひますが、進行を見ながら入れていければよいと思ひます。

私達委員の任期が今年の年末までということになっております。現行のメンバーで議論出来るのは今回がおそらく最後になりますので、この計画のまとめということで十分に議論していきたいと思ひます。

それでは早速協議事項に入らせていただきます。

(1) みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））中間案について

梨本会長 協議事項1「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））中間案について」

この議案については、協議会を8月25日に開催し出た意見を受けて、その後10月28日の調査部会で議論し、本日改めて協議会で委員の皆様にご議論していただくということです。会議の中で十分に審議してきましたが、また協議会としても議論しますので、御意見をお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の共同参画社会推進課 松原でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次）中間案について）」御説明いたします。失礼ながら座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。前回お示ししました素案から大幅に変更した点について、左側に変更前、右側に変更後を記載しております。

なお、文言の変更やグラフの変更については、記載しておりません。

ページ開いていただいて、2ページを御覧ください。変更前では、「5 最近の社会環境」に新型コロナウイルスの影響と持続可能な社会の実現について記載しておりましたが、前回の協議会で、新型コロナウイルスは、子ども・若者に大きな影響を与えているとの御意見を踏まえ、「5 新型コロナウイルスの影響」と「6 持続可能な社会の実現に向けて」に分けて記載しております。

3ページをお開きください。変更前は、「3つの重点項目」でしたが、協議会の御意見を踏まえ、4つの基本的方向ごとに重点項目を設けることとしました。また、部会の御意見を踏まえ、より具体的にかつ主要指標の内容を勘案しまして、変更後は「1 社会参加意識の醸成」「2 児童生徒の多様な居場所の利用促進」「3 インターネット社会への対応」「4 総合的な支援をコーディネートする人材の養成」の4つとしております。

4ページの「基本理念や施策の体系図」を御覧ください。変更前は、項目ごとに一体的に記載しておりましたが、より分かりやすい体系図にしたほうが良いとの御意見がございましたので、変更後は、基本的方向ごとにぶら下がる基本施策や取組、重点項目が分かるように変更しております。

5 ページをお開きください。変更前は、基本施策2に取組(5)と取組(6)がございましたが、協議会でいただきました意見を踏まえ、職業と就労を1つにまとめ、変更後は「取組(5) 子ども・若者の職業的自立・就労等支援」としております。

6 ページを御覧ください。基本的な方向4を変更し「子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」に変更しております。また、変更前は、基本施策7に取組(12)が基本施策8に取組(13)がございましたが、それらを1つにまとめ、変更後は、「基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援」とし「取組(11) 地域における多様な担い手・サポーターの確保」としてしております。

以上が、素案から大きく変更があった点でございます。

資料2が、本計画の中間案本文になりますので、詳細につきましては、こちらを御覧願います。

続きまして、資料3-1を御覧ください。本計画の施策体系・事業構成の中間案になります。前回の協議会からの変更点について記載しております。左側が変更前、右側が変更後となっております、変更がない場合は、変更なしと記載し右側に最新のデータのみ記載しております。

なお、個別の事業については、現時点で把握している内容となっております。来年度の事業展開等により、変更が生じる場合がありますので御承知願います。

それでは、2 ページを御覧ください。先ほど資料1で説明しましたが、基本施策2の取組(5)と取組(6)を1つにまとめ、変更後は「取組(5) 子ども・若者の職業的自立・就労等支援」に変更しております。

3 ページをお開きください。変更前の取組(7)の下の欄にあります事業展開項目「子ども・若者貧困・雇用問題解消に係る支援」を、より詳しく事業展開の内容を記載するため、変更後は、「経済的な困難を抱える子ども・若者、その家族への支援」「子ども・若者の家庭環境整備を支援」「子ども・若者の雇用問題の解消を支援」「子ども・若者教育機会の均等、学び直しを支援」の4つ分けて記載しております。

4 ページは変更ございません。

5 ページを御覧ください。こちらも、先ほど資料1で説明したとおり、基本的方向を「4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」に変更し、基本施策と取組をそれぞれ1つにまとめ、変更後は、「基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援」と「取組(11) 地域における担い手・サポーターの確保」としてしております。

続きまして資料3-2を御覧ください。こちらは、資料3-1でお示ししました各事業の事業内容となっております。

なお、これらの構成事業については、計画本体に掲載する予定はありませんが、計画策定後、計画の進行管理をしていく際に、実施状況把握に活用していくこととしております。

次に資料5 県民向けリーフレットのイメージ(中間案)を御覧ください。

部会の委員の皆様からの御意見を踏まえ、本計画の概要版を作成し、広く県民にPRしていきたいと考えております。

表紙には、本計画の基本理念と施策の体系図を、開いていただいて、各年齢時期に応じた主な事業展開を、裏面には、相談窓口の一覧を記載することとしております。

なお、現段階のイメージ案となっておりますので、今後、関係各課と調整を図りながら作成してまいります。

「みやぎ子ども・若者育成支援計画(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次)) 中間案」についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

梨本会長 ありがとうございます。

ただいまこれまでの検討を踏まえて作成した中間案について説明いただきました。

調査部会の委員の方で事務局の説明を受けて、何かありますでしょうか。

小林委員 調査部会としてと言われても難しいですが、調査部会として議論しながら事務局にお任せした部分もありますので、本日委員の皆さんから御意見を頂戴したいと思っています。

伊勢委員 部会に関わらせていただきました、伊勢です。

この計画を何のために作成するかというと宮城県の子供、若者が抱えているたくさんの課題を大人が本気になって、親身に取り組んでいくためのものだと考えています。関係する課の人達が何をしているのか、支援を必要としている人達がどこに行ったら支援を受けられるのかという情報を発信していくことが必要だと思っております。文字や数字は行政の方からすると見慣れていると思いますが、本当に支援を必要とする人達に届けるために分かりやすいリーフレットをより多くの人達に見ていただけるように発信していければなと思っております。

梨本会長 では進めていきたいと思いますが、なにぶん資料が多く、特に資料2についてはページ数もありますので、少しずつ区切りながら進めていきたいと思っております。

その前に計画全体について何が御意見等がありますか。いかがでしょうか。

伊藤委員 いただいた資料を事前に見て、変更前と変更後をまとめております資料1で新型コロナウイルスの影響のところで、現在拡大している訳で、進行形です。そういったことも意識していく必要があると思っております。一番下の行に記載があります「雇用環境が悪化することが懸念されています」とありますが、すでに雇用環境は悪化しています。直近の課題を意識する必要があると思っております。

3ページのインターネット社会への対応ですが、深刻な状況が社会、学校現場に大きな影響を与えております。情報教育というのでしょうか子供への啓発をしていかななくてはいけないと思っておりますし、教育現場だけではなく、家庭と学校が連携して情報教育をしていく必要があるのではないかと思います。

梨本会長 ありがとうございます

表現の問題については、事務局に検討をお願いしたいと思っております。

先ほど1つ確認をすることを忘れてしまっておりましたが、本日の資料は中間案ということですが、中間案が検討を経て、完成に至るまでの過程について説明をお願いします。

事務局 共同参画社会推進課長の田中でございます。本日はよろしく申し上げます。

今後の予定ですが、11月19日からすでに県政だよりで広報しておりますが、11月にパブリックコメント、県民からの意見を1か月間、12月18日まで募集することとしております。パブリックコメント期間中に県議会へ中間案を報告させていただいて、委員の皆様からも御意見をいただくということになっております。その後、当初は12月下旬に最後の協議会を開催する予定でしたが、時期をずらさせていただき、来年1月20日に最終の協議会を開き、今までいただいた御意見を反映させた最終案として提示させていただきます。その後県庁内ですが、推進本部で内部決定をしたのち、来年2月の議会に議案として提出させていただきます。議決後に最終案として公表させていただくというスケジュールで考えております。

梨本会長 パブリックコメントが来週からと非常に迫っておりますので、パブリックコメントにかける資料をきちんとしておきたいということもあります。また、年明けの協議会の中で最終の議論をするということになります。継続する委員も交代する委員もおりますので、今回は大きな論点や組み立てをきちっと重ねた上でパブリックコメントに出して、細かい表現等については新しいメンバーで議論することになると思っております。

では、資料2の章立てごとに議論していくことにします。

第1章が1ページから3ページまでで何かありますでしょうか。

久保野委員 久保野でございます。

基本的なことで申し訳ないですが、また前回指摘できず申し訳なかったのですが、1から7の項目を見たときに、1から4までと5、6、7は性格が異なるように思います。

5、6、7についてはどのような位置付けで書かれているのか、改めて見ますとわかりにくい印象を受けました。計画策定に当たっての基本認識とか課題とかという項目立てをするなど書きぶりを変更したほうが良いと思いました。

梨本会長 ありがとうございます。

1から4と5以降の前半と後半で趣旨が違うものが繋がっているのではないかとことです。前半と後半に分けてレベル分けしていく方がいいのか、技術的な問題だと思いませんか、事務局にお任せしたいと思いますが、何か具体的な御意見ありますか。

ないようなので、事務局に任せたいと思います。

他に3ページまでの第1章について、何かありますでしょうか。

小林委員 東日本大震災から10年を迎えてというところですが、素案ですと乳幼児期の体験が影響しているという記述があったように思いましたが、今回は「遺児孤児に対する支援」の記述が入っていて、そこ（乳幼児期の体験が影響している）が今回抜けているように思います。

梨本会長 他の委員からも修正してほしいなどはありますか。

ないでしょうか、では小林委員の言われたことについては事務局で検討をお願いします。

他に第1章のところでありましてでしょうか。

では、次に第2章、4ページから5ページになります。あと6ページの体系図までで何かありますでしょうか。

小林委員 重点項目の2「児童生徒の多様な居場所の利用促進」というところですが、居場所が大事だということ調査部会等で申し上げてきて、計画に盛り込んでいただいたのは良かったと思いますが、子ども・若者に書いてあるのに、ここだけ児童生徒と書いてあるのと、「利用促進」という単語がなじまないと感じますし、居場所に作ることと、そこで安心できることになると思いますが、利用促進というよりは安全、安心できる場所をつくることなのではないでしょうか。

梨本会長 ありがとうございます。さらっと読んでいくと問題のないようにも思いますが、しっかり読み込んでいくと整合性の取れないところに気がきます。児童生徒のところは子ども・若者に直していただいて、利用促進という言葉については、居場所の把握や居場所の確保という言葉に置き換えてもいいかもしれません。

この点について、他の委員の皆さんから何かないでしょうか。

藤田委員 基本的な考えの方向性としては良いと思います。しかし、児童生徒の多様な居場所の利用促進について、不登校やひきこもり、虐待などの困難があり、学校や家以外の安心できる場所を整備していくという方針はいいと思いますが、まず学校が居心地のいい場所になることが大事だと思っています。今の不登校や引きこもりは学校が信用できない、楽しくないということがないように思います。それ以外の場所もあるよということと平行して、学校を子供にとって居心地のいい場所に整える視点は大事だと思っています。どこかにそれを入れ込めないかなと思いました。

梨本会長 ありがとうございます。とても大事な考え方だと思います。具体的な事業等に結び付いていると思いますが、その内容まで重点項目に入れるのか、別にしていくのか整理が必要だと思いましたが、その他で何かありますでしょうか。

伊勢委員 学校が居心地のいい場所、安心できる場所にしていくということは重要な視点で、本業で関わらせていただいております、県の生涯学習課で行っている協働教育推進事業があります。これは復興予算で行っているものなので、今年度で予算が削減又は付かなくなる可能性があるのですが、先生達が各市町村の教育委員会を回って予算確保のためにとっても努力しています。より多くの学校が居場所として安全、安心な居心地の良い場所になるためには、先生だけではもう限界ということがわかっていて、そこにいかに地域の方と子供達がほっとできるような関係性が作れるような大人を単発的ではなく、日常的に繋げていけるかということがポイントになってきています。そういったところでは、専門的なコーディネーターの発掘、育成が課題ですが、そういった事業の予算が今まさに切られるという状況で

す。東日本大震災影響を抱えたまま、新型コロナウイルスの影響もあり、今まで行えた支援がなかなか出来ない状況にもありますので、これから不登校などが増えるのではないかと懸念しています。

第2章の基本的な考え方の中で、3番4つの重点項目があります。その4で総合的な支援をコーディネートする人材の養成があり、基本施策7地域における多様な担い手の養成支援とあります。これは本当にこれからしていけないといけないと思いますが、取組がサポーターの養成になっており、コーディネーターとサポーター現実には似て非なるものですので、文言の整理等が必要だと思います。こういった人を支援していくのかきちんと整理して行ってほしいです。

梨本会長 ありがとうございます。

どちらも難しい点だと思いますが、居場所ということでは、多様な居場所を整備することを中心項目に入れると、そもそも学校という場所が居心地の良い居場所であるべきだということです。重点項目のタイトル自体は多様な居場所ということで、その中に学校も含まれるという考え方も出来ますが、説明の箇所というと学校以外という記述があります。学校を含めた考え方になるように説明箇所の文章を修正していくという方向でお願いします。

また、伊勢委員からありました、コーディネーターとサポーターとの使い分けをどうするのかですが、伊勢委員はサポーターの方が重要だとお考えですか

伊勢委員 サポーターもコーディネーターも重要です。重点項目がコーディネートする人材の養成となっていますが、具体的な取組が、資料3-1の事業からはコーディネーターの養成に関する事業が見えないです。サポートする大人は多い方がいいですが、コーディネートとなるともっと専門性が必要になりますので、位置が違うと思います。

梨本会長 資料3の関連事業としてコーディネートを行う人材の養成事業があるのかということは事務局に任せたいと思います。

久保野委員 単純なことですが、資料2の20ページから21ページもそういった文言等の整理等が必要になると思います。

小関委員 重点項目の2子どもの居場所ですが、私達は現在不登校やひきこもり等様々な困難を抱えた若者の居場所を仙台と石巻に作っています。また、それだけでは上手くいかないこともあるので、学校が居心地の良い場所になるように予防の観点から学校や先生方と協働して、校内に居場所カフェを作りました。この事業もこれまで復興事業で行っていましたが復興予算でしたので、今後財源をどうしようと様々な助成金を探して、なんとか事業を継続しています。学校の外と学校の中と両方で先生達と手を組んで居場所を作っていくという事業を実践する中で、まだまだ私達では手が足りない部分も多く、今後担い手のサポーターを育成し協働で事業をしていけるようになれば希望に繋がると思います。持続可能な、継続的な事業として取り組める仕組みをぜひ作っていただきたいと思います。

伊藤委員 子供達の日常的に生活するところは学校現場だと思います。ただ今は特殊事情といえばそれまでですが、学校現場の教職員は大変疲弊しております。毎日の消毒作業、子供達にはさせられない、教職員達が子供達が下校した後、掃除を毎日毎日しております。また登校する前、子供達を迎えるために教室を整理整頓をするということが今までにない状況になっております。それから子供達は終始マスクをして生活しています。私達は見えない心を見るとき、子供達の表情を見ます。目、鼻、口それらは表情の重要な部分になります。その部分が覆われています。そうなった時に何が発生するかというと、心が見えないことによるいじめの状況です。いじめの状況に気づく教員達の心の余裕が例年とは異なります。まして家庭においては、重要なことですが、DV、家庭内暴力が出てきています。やはり早急に子供、若者達を救う手立てが必要だと思います。

私は、私立学校を代表しておりますが、私学への公的な応援がとても大事だと思います。コロナと同時にコロナ禍の中で学校教育現場が後退していくという形にならないよう

にしなくてはいけないと思います。やはり経済状況も日々非常に深刻になってきております。子供達の食事、朝のご飯を食べないで学校に来る子供達を調査したら多くなってきていると思っております。子供達の生活する幼稚園や学校などへの目配りもお忘れにならないようにしていただきたいと思います。コロナ禍が早くに安定化していくことが大前提ではありますが、子供達は日々生活しているという観点から地域社会の方々と連携するという体制はとても大切だと思っております。そういったこともよろしく願いいたします。

秋田委員 秋田でございます。

ここでの居場所の問題の件ですが、学校の安心、安全はイメージが付きますが、多様な居場所と書いてある部分の居場所は曖昧です。居場所って一括りに書いても、居場所の内容、中身が具体的に見えるものにしていかないと難しいと思います。居場所が学校以外であればそれでよしではなく、居場所の内容がただ遊びだけではなく、社会参加に繋がっていただけるような様々なメニューが必要です。社会に出て行くために必要なものはたくさんあります。その必要なものを補えるような居場所にならなくてはいけないので、ここで関わる支援者の質とか、コーディネート力が求められます。学校というところはある程度イメージが付きますが、学校以外の居場所はどうしても何をしているところなのかがわかりにくいです。ところが、実はとても重く、難しいものです。

一步、学校から離れた人達がまたもう一度社会へというコンプレックスやたくさん失ったものが多いので、それを挽回するためのノウハウは多くのプログラム等がなければいけません。ここは何か別のわかりやすい表現でもう一つ付け加えることも必要なかと思えます。一括りに居場所というだけではなく、居場所の重要性を付け加えておかないと、所属がないままグレーゾーンに落ちていく人も多くなるかと思えます。

今、私どもで2つのフリースペース（居場所）と10月1日から県の委託で名取にフリースペース名取が出来ました。ここにポスト青年期と書かれていますが、そこに概ね40歳とあるのがとても曖昧で、先日名取市役所から紹介があった50代の方が見えた時があり、その際はどこで受けるのだろうと迷ったことがあります。

ですから、出来れば子供、若者となっていますが、年齢の枠を明確にせず、ある程度年齢を曖昧にしながら、引き受けていかなければならない場合も考えていかなければならないのではないのでしょうか

居場所のことはとても重大なことですので、別枠で取り組んでもいいのではないのかと感じました。

梨本会長 4つの重点項目の2つ目について、様々な問題があり、加えてそれだけ重要な部分ということだと思います。

この第2章の部分では重点項目っていうことを一行で見出しを付けて、説明も5行程度ですので、全て書くわけにはいかないと思いますので、第3章のところにももう少し詳しい説明があるのだと思います。今出たことも含めて、第3章の部分で議論したいと思えます。

時間も進んできましたので、急いで進めていきたいと思えます。

第3章は少し長いですが、基本的方向が4つありますので、それぞれで見ていきたいと思えますが、まず「基本的施策1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」です。これが7ページから11ページまでですが、ここまでのところで何かお気づきのことはありますでしょうか。

各委員（御意見なし）

梨本会長 では基本施策2 困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するです。ここは今まで出た意見とも絡んでくるものですが、12ページから16ページまでの中で先ほどの点も含めて何かありますでしょうか。

伊勢委員 すいません、基本的施策1について、11ページ下から5行目、取組（5）の子ども・若者の職業的自立・就労等支援というところで、学童期からのキャリア教育をというようになっていますが、一般的に宮城県ではキャリア教育は志教育ですので、ここは志教育と

記載したほうがわかりやすいかなと思いました。他の部分にもキャリア教育とあるので言葉を整理していただきたいと思います。

梨本会長 具体的な事業名に合わせて調整していただくということを事務局にお願いしたいと思います。

では、基本的方向2について、先ほど出たもの以外にまたはそれに付け加える形で何かありますでしょうか。

先ほど出た意見を12ページから16ページに盛り込むことが出来るかどうかだと思います。では基本的に先ほど出たことを検討していただくこととし、先に進みたいと思います。

基本的施策3が17ページから19ページになりますが、いかがでしょうか。

久保野委員 内容ではなく恐縮ですが、ネットモラル教育という記載がありますが、第2章のところでは情報モラル教育というようになっております。統一させたほうがいいのではないのでしょうか。

梨本会長 細かいところまで見ていただきました。区別して使用しているようでもないので、事務局で整理をお願いします。

基本的方向3については、気づいたことがあればまた後でということにして、次に基本的方向4子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援するです。ここは素案から組み立てに変更があったところになりますが、20ページから21ページです。この部分でいかがでしょうか。

各委員 (御意見なし)

梨本会長 では、ここについても後から何か出てきましたら御意見をいただくということにして、第4章推進体制についてです。何か気になることはありますでしょうか。

各委員 (御意見なし)

梨本会長 以上までが基本的な考え方の部分になりますが、それに結び付いて、資料の3-1と3-2がそれに関連する事業となります。これについて、この事業はどういったことなんだろうなどありますでしょうか。ここも数多く事業がありますので、各委員が深く関わっているところを見ていただくようになるとと思います。いかがでしょうか。

各委員 (御意見なし)

梨本会長 区切って見てきましたが、短時間でしたので言いそびれたところもあると思います。

また、資料1、資料2や3、資料5の全体を見て、改めて何かありますでしょうか。

資料5については、県民向けのリーフレットになりますが、このリーフレットについて御意見ありますでしょうか。

阿部委員 県民向けということですが、県民向けであればもう少しシンプルにしたほうが良いと思います。基本的方向や重点項目も記載する必要がないかなと思います。パッと見て、自分が困ったときにわかりやすいように、出来るならばこういうことで困っているならばここに相談すればいいということがわかるようになればいいのかなと思いました。

梨本会長 ありがとうございます。この概要版は今回初めて提示されたものですので、どのような立場から書いていくものなのかが難しいですね。今の点は、例えば最後のページに相談窓口の一覧というものがあって、そこにこういう点はこちら、別のことについてこちらの窓口というような記載もあるでしょうし、もちろん表紙から見直すということも出来ればいいのかと思っています。このリーフレットを子供、若者が見るということを考えるのか、子供、若者に関わる支援者が見ることを想定すると施策などを記載している今のよう

な形になりますし、阿部委員の言われたことだとまた違った見方になると思います。ここについては議論も難しいと思いますが、資料5についていかがでしょうか。

小林委員 事業名称が役所の方が使っているままなので、一般の方には分かりにくいと思いましたが、どんなことをするのかということを書いていただくといいと思います。

特に担い手、サポーターのところは地域女性活躍推進事業と青少年育成支援者養成事業だけしかないで逆にこれだけなのというふうにとられてしまうので、一般の方への伝え方を少し工夫してほしいと思います。

先ほど、居場所の問題が出ましたが、居場所というのは子供が選ぶものです。ですので、地域でスポーツ少年団があればそこが居場所の子もいるでしょうし、塾が居場所の子もいるでしょうし、それを行政の方だけで全て整理してあげるという意味ではなく、子供達がそのような多様な場所から自分の居場所を選ぶという観点で考えていただくと、先ほどの居場所についてはまとまるのではないかと思います。

梨本会長 ありがとうございます。居場所の問題は、資料2の第3章でどこまで書けるかということだと思いますが、資料5については、阿部委員の御指摘と絡むことだと思います。せっかく県民向けリーフレットを作成するという事なので、県民がこういう支援があるのか、こういった取組を県は行っているのかと分かりやすく表現を工夫していただきたいと思います。事業名のところももっとかみ砕いて、このような事業をしているということが分かりますかと思っておりますので、事務局に工夫していただきたいと思っております。

他に資料5について、いかがでしょうか。

佐々木(奈)委員 気になっているところを見たときに、基本施策1で様々な事業があるのは分かりますが、それに幼児期や学童期となっていますが、これは何のためにあるのかなと思いましたが、その下にそれに該当した事業が来ているのかと思いましたが、そのように見えないので整合性に欠けているように思いましたので、検討いただければなと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。デザインの問題なのかなと思っておりますが、一応対象年齢ごとに関連する事業をまとめています。年齢ごとに区別しているのが横で、縦が領域ごとの分類になっていると思います。そういった年齢ごと、領域ごとである程度分けていただいているのかなと思っております。少しわかりにくいでしょうか。

佐々木(奈)委員 グローバル社会のところは、スパーンが長い事業は幅広くなっており、幼児期の表記が後ろにきてしまっていたりしているので、横の年齢軸と合っていないように見えてしまうと思います。

梨本会長 事業の並び方や事業の表記の仕方を工夫していただくようお願いします。

主な事業展開という記載があって、下に事業が書いてありますが、繋がりが分かりにくいのかなと思っております。最終的には色分け等もされて分かりやすくなるとは思いますが、説明の仕方なども再度検討願います。

他に資料5について何かあるでしょうか。

藤田委員 資料5について、誰が見て、どう使うのかが分かりません。お子さんや家庭でこれを1枚もらっても使えないと思います。今委員の御指摘のあった中の事業展開が分かりにくいということがありましたが、その通りだと思います。資料2の21ページの図のほうはまだ分かりやすいです。リーフレットとして、一般の御家庭がもらっても活用できないような気がします。一般の方を対象とするのであれば、事業名を全て書く必要はないと思いますし、せっかくリーフレットを作るのであればすごくシンプルにして、自分がここに当てはまるからここに相談してみようということにならなければ意味がないのではないのでしょうか。

梨本会長 おそらく事務局としては、あれもこれも事業としてやっているのだから、入れ込みたくなってしまうのかもしれないですが、県民から見ても理解できるのかということに重点を置いて

ていただいて、検討いただきたいと思います。

伊藤委員 子供達の発達の問題で、最近発達が早くなっていると言われておりますし、どこをもって区分けするのかということもあります。18歳で成人という時代の変化を考えると、18歳は高校3年生です。そういったところで、高校という括りにするのであればここを前青年期という表記にするとか、18歳というところを意識できるような表示が欲しいかなと思いました。

梨本会長 思春期から青年期の境のところ、18歳をどう捉えるかということですが、いろいろ考えられるのかなと伺っていて思いました。思春期は一般的によく使う言葉ですし、資料2の3ページですと、思春期は概ね18歳までの者と書いてあります。資料5でも同様の表記をしています。これについて領域ごとにどこでどう区切っていくのかという議論になると思います。

佐々木(奈)委員 資料2の21ページの年齢ごとの主な事業展開で、不登校対策事業とひきこもり対策事業は年齢が分かれているのだと思いますが、そういった理由でここも分かれて記載されているのでしょうか。

梨本会長 ひきこもり対策事業は18歳以上の方を対象とした事業だったと思いますが、横に記載されているからといって繋がっているわけではないと思います。違う事業の関連を表すのはデザインの問題だと思いますが、どうしたほうが良いと思いますか。

佐々木(奈)委員 不登校やいじめも大学生まで広がっています。ですので、大学生になると関係がなくなってしまうのか、小学生でも部屋から出てこないところもありますが、それは不登校というカウントだけになってしまうのか、グレーな子供達もいると思うので、不登校、ひきこもりと分けなくて一括りにしたほうが良いと思いました。

梨本会長 これもデザインの問題もあると思います。主な事業に何を選んで載せるのかということもありますが、今ここで何かアイデア等ありますでしょうか。

秋田委員 見るときにどこで区切るのかという時に、年齢で区切ると先ほどの意見のように、いじめ、不登校やひきこもりも16歳でも、14歳でもありますので、ここは繋げたほうが良いと思います。不登校対策事業とひきこもり対策事業を大きく捉えたほうが、年齢で区切らないほうが良いのかなと思います。困っている方達を見るとうちはどちらに入るのだろうという子供達がいらっしゃるので、少し曖昧にして区切らないほうが良いのかなと思います。

梨本会長 ありがとうございます。さまざまな事業が結びつくケースがあるということと、その一方で、例えば学校には行けない子供がひきこもりになるとも限らず、社会と関わる子供もいるわけで、全部が全部不登校とひきこもりが繋がるのかということでもありません。そのように整理していくのが良いのか難しいところだと思います。

佐々木(友)委員 事業展開のところの不登校対策事業とひきこもり対策事業はやはり別事業だと私個人的には思いますが、区分けは難しいと思います。実際に関わっている子供の中に小学校低学年から不登校になってそのままひきこもりになった子もいました。ただ所属というのが大きくなってくると思います。例えば義務教育にある場合と義務教育が終わり無所属になった場合にはなかなか対応が難しいと思います。義務教育であれば、関係する先生達が関わり、支えていきますが、義務教育終了後の無所属になった場合にどこが関わっていくのか、学校から切れてしまいますので、ひきこもりの支援に繋がっていきます。そこは難しいので、どこでしっかり線引きするというよりは、言葉が良くないかもしれませんが、曖昧な状態のほうが良いのかなと思います。事業としては先ほど言った所属などを総合的に判断して、どこが中心として支援していく、しかし連携もしていくというスタンスであれば良いのかなと思います。ただ線引きについては違和感があるのではないのかなと感じ

ました。

梨本会長 ありがとうございます。御指摘のように、事業としては別々になっていますし、担当部署も違ってきます。しかし、実際の問題としては結び付いているところがあるので行政がしっかりと連携していただきたいと思っておりますし、そういったことを図に表したときにどう表現していけばいいのかということも今の議論を踏まえて考えていきたいと思っております。

では、今まで資料ごとに区切って進めてきましたが、今までの議論の中で、または全体のことで御意見があればお願いします。

佐々木(友)委員 中間案にまとめるまで、情報を収集しながら、様々なところと調整をしながら、資料を揃えてきたと思いますが、その中で私自身が気になったことが2点あります。1点目ですが、基本的な考え方の中で先ほどから議論になってきましたが、居場所のところですか。この部分でその家族を支援するということなんです。様々な問題が子供達の中で起きていますが、その中で話を聞くと1番疲弊しているという言葉が適切でないかもしれませんが、保護者です。子供達同様、保護者はもっと苦しんでいます。子供の家族を支援するということを少し膨らませてもいいのではないのでしょうか。どのように家族を支援するのか、そうすると先ほどのリーフレットの中で提示されると悩まれている保護者の方がピンポイントで行けると思うとその家族を支援するという部分をもう少し膨らませるといいのではないかと感じました。

2点目ですが、インターネット社会への対応というところで、私どもは街頭指導を行っています。小、中、高の先生達に来ていただいて情報交換をしております。その中で最近よく耳にするのが、SNSの話というよりはゲームの課金の問題、これが大きな問題でトラブルにまで発展していて、その処理に追われているということも聞きました。ゲームに関することやゲームに依存することによって、昼夜逆転ということも社会問題の1つになっていますからそういうところももう少し入れられると、広がると思われました。この問題は、小学校からも見られます。中学校、高校だけではなく、低年齢化してきているのかなと思います。そのようなことまで膨らませていただけるといいのかなと思います。

梨本会長 ありがとうございます。1つ目のことは家族の問題のことで、資料2で言いますと14ページのあたりに様々な困難を抱える子ども、若者、その家族への支援ということが書いてあり、本文の方でも貧困問題などで書いていますが、書いてないところもあるので全体を見直していただければいいと思います。2点目については、具体的な問題をどこまで盛り込むのかということだと思いますので、記載できるのであれば入れていただきたいと思っております。ネットの問題は非常に難しく、個人的な意見を言わせていただくと、マイナスの面、注意しなくてはならない問題も多くありますが、使い方次第ではネットを上手く使えば若者の社会参画に繋がっていくという、光と影で言えば光の部分もあります。むしろ社会が変わっていく中で、学校や行政が上手く対応できていないところがあって、行政が積極的にインフラを整備していくことで、若者が今までとは違う形で社会に繋がったり、参画したりできるようになることもありうるかなと思います。重点項目の3番のところのネットについては、ポジティブなことも合わせて見ていただくといいかと思っております。行政ではそのように考えているのかは分かりませんので、それぞれの問題についても課題や可能性も様々なものがあると思っておりますので、御検討いただければと思います。

その他全体を振り返っていかがでしょうか。内容が多岐にわたり、資料も多いので全てを見るのは難しいと思いますが、今回の議論が最終ではなく、今後パブリックコメントで県民から意見を踏まえて、年明けに新しい協議会のメンバーで最終的に検討していただくということにしまして、今日はここまでにしたいと思っております。後で何かありましたら事務局へ伝えていただき、出来る限り計画に盛り込んでいけるようにしたいと思っております。

では、次の議題に移りたいと思っております。

(2) みやぎ子ども・若者育成支援計画(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))における主要指標について

梨本会長 では、協議事項2のみやぎ子ども・若者支援計画(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))における主要指標について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料4主要指標変更点についてを御覧ください。左側が変更前、右側が変更後になっております。

前回の協議会から変更した指標はございませんが、先ほど資料1で説明しましたとおり、基本的方向4の変更と基本施策7、8を併せて一つにした点が、変更になっております。また、変更前の資料には、令和7年度の目標値のみ記載しておりましたが、変更後は、現行計画から継続する指標の目標値が確認できるように、令和2年度の目標値と、令和元年度の実績を記載しております。

協議会で御意見をいただきました⑩いじめ解消率の指標変更につきましては、担当課と検討したところ、本計画以外の別の計画においても、指標として使用することから、見直しを行わないことといたしました。また、⑳みやぎの女性活躍推進サポーターにつきましては、事業内容を変更する予定との連絡があったことから、指標の見直しを行うこととしております。新しい指標が決まり次第、委員の皆様に変更して連絡させていただきます。

簡単ではありますが、主要指標についての説明は以上になります。どうぞよろしくお願い致します。

梨本会長 ありがとうございます。これにつきましては、毎年の進捗管理のところでも御意見が出ておりますし、昨年度もあつたところですが、先ほどの計画が実際にきちんと進んでいるのか順調なのかを確認していく上でこの指標が重要です。こういう指標もあるのではないかということもあると思いますが、行政のほうですでに集めている、集めやすい情報となると限られていますので、そういったことを加味しながら、また、目標値についても今回議論していきたいと思っております。

藤田委員 前回の協議会でも意見を述べましたが、今の説明からも検討したが、他の計画にも入っているので入れたと言われましたが、改めて言いますが、私はこのいじめの解消率を求めるのは無駄ということではなく、有害だと思っております。検討したということですが、改めて反対申し上げます。他の部署で設けているということが、ここでも設けていかという理由にはならないと思っております。いじめ現場ではそんなに簡単に解消しないので、当面収まったし、先生も注意してくれたから学校に再登校しようかなとか、いじめ解消した訳ではないけどクラス替えになったから再登校しようかなとかそのような形で子供さんが学校に復帰することはあると思っておりますが、解消率を求めるということになってしまうとどうしても先生がいじめの相談があった時に解消したことになろうと思つて、もう解消したことでもいいよねとどうしても先生が言つてしまいます。そうすると生徒さんは解消したとは思つてないけど、解消したことになつてしまったとか、生徒さんや親御さんは余計にもやもやしてしまいます。いじめがあつて、綺麗に解消するに超したことはないですが、なんとなく配慮してもらつたから学校に行こうかなというのが現実なので、それを行政が解消率を求めてしまうと、先生は解消したことにならぬと思つて、そうすると生徒さん達に解消したよね、仲直りの握手しなさいってなつてしまうので、解消率を求めるのは、いじめの現場においては、意味がないではなく、有害だと思つてます。このようなものを作つてはいけないと思つてます。だから、他の部署でも使つていながらということは何も理由になつていないです。他の部署でも、私はことあるごとに解消率を求めるのはやめたほうが良いと思つておりますが、それでも行政としては、目標を定めないとはいけないので定めてしまう、しかし、これは絶対に有害だと思つていので、改めて強く反対します。他の部署で指標として定めているのであれば、その部署に対しても不要です、有害です、と求めていくべきだと思つてます。どうしてもいじめに対する対応を数値化したいというのであれば、例えば曖昧すぎるかもしれませんが、いじめの訴えがあつたときの対応体制の整備率とかそういった指標にするべきであつて、形式的な解消率を求めるのは有害です。もう一度言わせていただきます。

久保野委員 指標につきまして、意見と質問です。意見につきましては、法学をやっておりまして、子供に関わる法律について教えている中で、私自身は現場経験についてはありませんが、子供や学校に関わる弁護士の先生から藤田委員と同じようなお話を伺っておりましたので、今回、この指標がどうなるかということは注目しておりました。その中で基本的には藤田委員の御意見に賛成です。それでもう一つ質問ですが、この指標の担当課が高校教育課となっておりますが、この指標は高校のみのもののでしょうか。確認したいと思いました。

事務局 この指標につきましては、高校教育課と義務教育課が担当となっておりますが、本日欠席という形になっております。こちらの指標につきましては、高校教育課と義務教育課と調整しており、高校教育課には別の指標案についても検討いただき、義務教育課に対しても同様の指標と入れることについて打診しておりました。ただ、明確な結果が現在の時点で出ていないところがございますので、改めて本日の御意見を踏まえ、両課と調整させていただきたいと思います。先ほどの説明でも申し上げましたが、新しい指標が決まりましたら、再度委員の皆様にご確認の連絡をさせていただきたいと思います。

伊藤委員 いじめの解消率ということでございますが、学校現場におきましても、解消という言葉が非常に微妙です。人間である限りいくつになってもいじめという現象は出てきます。受ける側、する側違うところとなり得ます。解消という範疇は非常に微妙です。教育現場でもいじめ問題を解消しなさい、綺麗に解決したという状態にしなさい、と言ったとしてもそれは出来にくいことです。逆に隠れいじめという深刻な状況にも発展してしまいます。ですから、私が学校現場からのいじめの解消率という目標を掲げることは不適切ではないかなと解消という言葉の性格上思います。

秋田委員 先ほどの件ですが、家族支援や家族教室を行って欲しいというようなご家族からの要望はとて多くありますので、ここを盛り込んだほうが良いと思います。地域若者サポートステーションにおける登録者数というのがありますから、資料2の13ページにも仙台市を除くひきこもり相談件数とあります。ひきこもりの相談件数も指標に載せたほうが良いと思います。

県は成人を対象としてひきこもり支援センターがあります。仙台市は不登校ひきこもりなので、対象年齢が大幅に広がりますが、どちらにしても相談は毎日増えていますので、この件数をここに載せたほうがよいと思います。

梨本会長 いじめの解消率については、見直していただくということで検討していただいて、もう一つのひきこもりに関して相談件数を追加したらいいのではないかとということです。事務局で御検討いただきたいと思います。

小林委員 継続になっている里親への委託率についてですが、この数値について宮城県は全国的に見ても高く、評価されております。しかし、数値だけに追い立てられて、数字だけを意識して、子供の気持ちや里親さんへの支援を考えていただかないと、数値は高くなっても実際は良くないということにもなりますので、その辺は慎重にさせていただきたいと思います。

また、スマートフォンの使用について、小学5年生に聞く、家庭で約束したことを守っているかと学校で聞いて、子供達はどのように答えるのだろうと思います。よい子であろうとして、守っていますと答えるのではないのでしょうか。ちょっと考える余地はあります。

伊勢委員 指標で目標値が100%になっているものがあります。例えば、⑬小・中・高における薬物乱用防止教室の開催ですが、これは何を持って100%なのでしょう。小・中・高等学校数がすごく多いので全校ではないのではないかとと思いますが、分母になるのは何でしょうか。

⑭10日以上授業を公開している学校の割合についてですが、地域に開かれた学校を中心として地域に開かれたネットワークづくりとなっておりますが、最近はいつでも地域の方

に公開している、フリー参加の日が多いのですが、保護者が来る、地域の人があるかは別の問題です。ですので、やっているけれども来なければどこがネットワークに繋がるのかなと思います。

手塚課長 今回の薬物乱用防止教室の話で、警察の少年課としての発言になりますが、少年課で薬物乱用防止教室の分母としている今年度の学校数は小中高合わせて677校あり、そのうち教室を開催したのが10月末現在31校で、開催率からすると4.6%です。新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、非常に低いです。昨年の半分以下になっています。100%という数値は警察から出している数ではなく、スポーツ健康課や薬務課で出している数値だと思います。

少年課としては、学校から要請があれば、実際の大麻や合成麻薬等の見本を示しながら、薬物は簡単に始めることができるが絶対にだめですよ、という内容で、講話等により啓発活動を行っています。

梨本会長 警察が頑張っている、学校側も授業時数の確保で精いっぱい、教室を開く時間的余裕があるのかという問題もあります。目標数値については、実際の開催率に合わせて修正していただくことも検討していただくと良いと思います。

事務局 スポーツ健康課や薬務課からいただいております資料によりますと、小・中・高合計における平成30年度の開催率は88.8%ということになっております。全国的にも高い数字ではありますが、完全実施を目指すということになっておりますが、数字につきましては精査していきたいと思っております。

梨本会長 どの数値もそうですが、数値を上げるために無理をしてほかのことに障害が生じるようにはならないようにというのが、基本的な考え方だということです。情報収集の技術的な問題など委員側では分からないこともありますので、事務局で指標の再考をお願いしたいと思っております。

ほかに委員から何かありますでしょうか。

各委員（御意見なし）

(3) その他

梨本会長 では協議事項3のその他に移りたいと思っております。
何かありますでしょうか。

事務局 事務局からお伝えしたいことがあります。

先ほどスケジュールについて説明させていただきましたが、次回協議会は1月20日を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

会長からもありましたが、本協議会の委員の就任期間が12月31日までとなっておりますので、次回の協議会については改選後の委員の皆様へ御審議いただくこととなります。最終案の前に改選ということになっており、申し訳ございません。

これまで委員の皆様には本計画の作成に当たって御尽力いただき、誠にありがとうございました。また、継続して御就任いただく委員の皆様もおりますので、引き続き御指導を賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

これまで委員の皆様からいただいた御意見に感謝しております。これまで青少年問題協議会に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

梨本会長 委員の皆様から何かありますでしょうか。

小林委員 本日、皆様の机の上に緑の封筒を置かせていただいております。チャイルドラインの年次報告書が入っております。コロナに関する相談についても記載がありますので、ぜひ読んでいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

梨本会長 本日の議論内容にも出てきた記載もありますので、御覧いただきたいと思います。他に何かありますでしょうか。何もないければこれで議論を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

司 会 梨本会長，議事進行誠にありがとうございました。
委員の皆様も活発に御意見をいただきまして誠にありがとうございました。
以上をもちまして、令和2年度第2回宮城県青少年問題協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。